

王子共創会議設置要綱

5北ま都第5238号

令和5年8月10日区長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、王子駅周辺の関係者等が一同に会し議論をすることにより、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）及び王子駅周辺まちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づくまちづくりの推進に関する必要な事項を検討・協議するため、王子共創会議（以下「共創会議」という。）を設置することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 共創会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）グランドデザイン及びガイドラインに基づくまちづくりの推進に関すること。
- （2）グランドデザイン及びガイドラインの改定に関すること。
- （3）整備計画の策定又は改定に関すること。
- （4）都市基盤及び交通結節点整備に関すること。
- （5）まちづくりの進捗管理に関すること。
- （6）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 共創会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係諸団体代表
- (3) 関係事業者の代表
- (4) 北区の職員
- (5) その他区長が必要と認める者

3 第5条第1項に規定する会長は、必要があると認めたときは、委員を追加することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 共創会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は共創会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 共創会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に召集する共創会議は、区長が招集する。

- 2 共創会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 共創会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、共創会議の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって議決に代えることができる。

（部会）

第7条 共創会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

（公開）

第8条 共創会議は原則公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

（庶務）

第9条 共創会議の庶務は、拠点まちづくり担当部長付拠点まちづくり担当課長が担当する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、共創会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

付 則（令和6年4月8日付6北まま第6013号）

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。